

# 福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場指定管理者募集要領

令和 7 年 9 月

福津市

## 1 募集の目的及び趣旨

福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場は、利用者の秩序ある適正な駐車を促進し、市民の駐車の利便性を図るための施設です。

今般の公募は、本施設の管理運営を効果的かつ効率的に行い、市民サービスの向上に資することができる指定管理者を募集するものです。

## 2 対象施設の概要等

### (1) 名称及び所在地

施設名	所在地
福間駅みやじ口第1号自転車等駐車場	福津市中央三丁目 5055番19
福間駅みやじ口第2号自転車等駐車場	福津市中央三丁目 5055番5
福間駅さいごう口第3号自転車等駐車場	福津市日蒔野一丁目 1番8
福間駅さいごう口第4号自転車等駐車場	福津市日蒔野一丁目 2番1
東福間駅自転車等駐車場	福津市若木台一丁目 21番14
東福間駅北口自転車等駐車場	福津市東福間一丁目 1306番12
津屋崎自転車等駐車場	福津市津屋崎一丁目 458番1
福間駅さいごう口自動車駐車場	福津市日蒔野一丁目 102番

### (2) 施設の概要

別紙「福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場指定管理者業務仕様書」(以下「仕様書」という。) を参照してください。

### (3) 施設の供用日時

仕様書を参照してください。

### (4) 有料の施設の利用料金

福津市自転車等駐車場条例及び福津市自動車駐車場条例で定める有料の施設の利用料金は、下記の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

福津市自転車等駐車場条例 別表第2 (第9条関係)

利用の種別	利用期間	使用料	
		原動機付自転車	自転車
定期利用	学生	1箇月	1,040円
		3箇月	2,720円
		6箇月	4,710円
	一般	1箇月	1,990円
		3箇月	5,340円
		6箇月	9,420円
一時利用	1日(1回)	150円	100円

## 福津市自動車駐車場条例 別表（第7条関係）

名称	金額
福間駅さいごう口自動車駐車場	20分までは無料。20分を超える場合は、駐車した時から1時間までごとに100円。 ただし午前0時から午前6時までの間は2時間までごとに100円。

### 3 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は、福津市自転車等駐車場条例及び福津市自動車駐車場条例で定める業務とし、詳細は仕様書のとおりとします。

### 4 管理の基準

業務の実施基準は仕様書のとおりとし、細部については、指定管理者との協定書で定めます。

### 5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

### 6 施設の管理運営に要する費用の取扱い

#### (1) 指定管理料の支払い

市は、管理運営に係る経費として、指定管理者に指定管理料を年12回（毎月）に分割して支払います。

なお、指定管理料の上限額は次のとおりとし、申請の際は「指定管理料提案書（別紙様式2）」を提出してください。

##### ア 指定管理料の上限額

令和 8 年度	11,440 千円
令和 9 年度	11,440 千円
令和 10 年度	11,440 千円
令和 11 年度	11,440 千円
令和 12 年度	11,440 千円
	(5年間総額 57,200 千円)

※上記金額は現行の消費税額及び地方消費税額を含む金額です。消費税法（昭和63年）の改正等により消費税額に変動が生じたときは、予算の範囲内で指定管理料の上限額を変更します。

#### (2) 利用料金等の取扱い

有料施設の利用料金については、指定管理者の収入として指定管理者が收受します。

利用料金は必要に応じて返還し、また、あらかじめ市長の承認を得て減免を行うこととします。

なお、利用料金以外の自動販売機手数料、寄付金、自主事業参加料等については別途指定管理者が定め、指定管理者の収入とすることができます。

### (3) 目的外使用の取扱い

利用者の利便性の確保のため、施設の設置目的外の施設を施設内に設ける場合は、市の行政財産の目的外使用許可を受けて設置するものとします。

なお、使用許可及び占用許可は市が行い、使用料及び占用料は市の収入となります。

### (4) 事業収支

市が試算した事業収支は別紙「事業収支試算」のとおりです。「事業収支試算」を参照して、収支計画書を作成してください。

なお、市では利用料金収入を年間22,780千円と試算しており、市の試算額を超える収入があった場合、超えた収入について増加に係る必要経費を差し引いた額を市に返納することとします。

### (5) 修繕費の取扱い

指定管理者が行う施設等の修繕は1件当たり30万円以下のものとし、市の試算額、(年間1,500千円)に余剰が生じた場合は、その差額を市に返納することとします。

また、指定管理者が行う施設等の修繕のうち、1件当たりの金額が10万円を超えるものについては、事前に市と協議するものとします。

### (6) 自主事業

施設の魅力増進及び利用者サービスの向上を目的として、指定管理者は市の承認を得て自主事業を行うことができます。自主事業は、指定管理者の責任と費用により実施するものとします。自主事業を実施する場合は「自主事業計画書」を市に提出してください。

自主事業の実施に必要な条件等は、別途協議の上、決めることとします。

### (7) 備品等

業務の実施に必要な備品等（市が無償で貸与する備品以外のもの）は指定管理者の費用で購入又は調達するものとします。

## 7 指定管理者の資格

応募資格は、県内に事務所を有する団体又は法人（以下「団体」という。）とします。

なお、応募者（応募者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が次の各号に該当する場合は、無効又は失格とします。

### (1) 欠格事項

次の事項に該当する団体の応募は、無効とします。

- ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

- イ 次の各号に該当する者が役員となっている団体
- (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (イ) 精神の機能の障害により指定管理者の役員として必要な認知  
判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (ウ) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）
- (カ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 本指定管理者の受付開始日の2年前以降の日において、市に対し警察本部から下記の通知があった者、又は通知があった者が役員となっている団体
- (ア) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者
- (イ) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
- (ウ) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
- (エ) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
- (オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
- (カ) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
- (キ) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
- (ク) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

## （2）失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とします。

- ア 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあっては、市が資本金、基本金その他これに準ずるもの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人である法人の場合
- イ 選定審査に関する不当な要求等があった場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 要領に定める規定に違反又は著しく逸脱した場合
- オ その他不正行為があった場合

## 8 提出書類

### (1) 申請書の部数

提出部数は、すべて正1部、副11部提出してください。

### (2) 提出書類（「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」第3条第1項及び2項）

法人の場合は①から⑬まで、その他の団体にあっては①と②及び⑤から⑬までの書類を提出してください。ただし、⑬の別紙様式3は該当する場合のみ提出してください。

- ①指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ②定款、寄付行為、規約等
- ③法人の登記簿謄本
- ④法人の印鑑証明書
- ⑤役員の名簿及び履歴書
- ⑥法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要が分かる書類
- ⑦法人その他の団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの）
- ⑧法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等（指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの）
- ⑨指定申請書で申請した施設に関する事業計画書（様式第2号）
- ⑩指定申請書で申請した施設に関する収支計画書（様式第3号）及び収支計算書算定内訳書（様式第4号）
- ⑪市税に滞納がない旨の証明書（申請団体の所在地における証明書で可）
- ⑫欠格事項に該当しない旨の宣誓書（様式第5号）
- ⑬前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - ・国税及び都道府県税に滞納がない旨の証明書
  - ・指定管理料提案書（別紙様式2）
  - ・共同事業体協定書兼委任状（別紙様式3）
  - ・指定管理者応募事業者概要書
  - ・返信用封筒（第1次審査結果通知用）

## 9 指定管理者の候補者の審査基準及び選定

### (1) 審査基準

指定管理者の選定に係る審査基準については、福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程第4条に規定する審査基準表により行います。

### (2) 選定方法

#### ア 第1次審査（書類審査）

提出された書類等により参加資格要件に関する資格審査を行います。第1次審査の結果については、10月上旬頃に通知を郵送する予定です。

イ 第2次審査（プレゼンテーション等）

第1次審査で選定された団体には、福津市指定管理者選定委員会において、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行って頂きます。また、プレゼンテーション終了後、内容等についてヒアリングを行いますので、代表者又は代理人の出席をお願いします。なお、審査の結果、該当候補者がない場合は、選定を見送ることとします。

（3）指定管理者の決定

第2次審査の結果を同委員会から市長へ意見書として提出し、市長が指定候補者を選出します。福津市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決後、指定管理者の決定を行います。ただし、市議会の議決を経るまでに指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、市議会の議決が得られなかった場合は指定管理者に指定されません。その場合においても、指定候補者が申請手続きに関して支出した費用等については、一切補償いたしません。

1.0 選定結果の通知等

第1次審査及び第2次審査の結果については、全応募団体に通知します。また、候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿など）、選定した候補者名について公表します。

1.1 説明会の開催及び質疑

（1）説明会の開催

今般の公募に際し説明会は実施しません。下記のとおり施設見学会を実施しますので、希望される方は事前連絡の上、1団体につき2名以内で参加してください。

なお、無料の施設の見学会は行いませんので、各自でご確認ください。

ア 見学会日時

令和7年9月19日（金）午前10時より

イ 見学会集合場所

福間駅みやじ口第2号自転車等駐車場

ウ 申込期間及び方法

見学を希望される方は、令和7年9月16日（火）午後4時までに福津市都市整備部建設課維持管理係（0940-62-5037）に電話連絡のうえご参加ください。

（2）質疑及び回答

この要領に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

ア 質疑方法

質問は別紙様式1「質問書」により、持参又はFAXにより行うものとします。

イ 受付期間及び場所

令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）の間の午前9時から午後

4時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）  
福津市都市整備部建設課維持管理係  
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号  
FAX 0940-43-9005

ウ 回答

質疑に対する回答は、令和7年9月26日（金）午後5時までに市ホームページ（<https://www.city.fukutsu.lg.jp/>）に掲載します。ただし、やむを得ない事情により掲載が遅れる場合は、市ホームページでお知らせします。

なお、質疑回答書はこの要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとします。

## 1.2 選定等の日程

### （1）募集要領の配布期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）の間の午前9時から  
午後4時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）

※詳細は「1.3 募集要領の配布場所及び配布期間」を参照

### （2）質問書の受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）の間の午前9時から  
午後4時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）

※詳細は「1.1 説明会の開催及び質疑」を参照

### （3）申請書の受付期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月3日（金）の間の午前9時から  
午後4時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）

※詳細は「1.7 指定管理者申請書の提出先及び受付期間」を参照

### （4）第1次審査結果の発表

令和7年10月上旬頃に郵送予定

### （5）第2次審査の実施

令和7年10月下旬頃に郵送予定

### （6）指定管理者候補者の決定

令和7年10月下旬頃に郵送予定

### （7）仮協定の締結

指定管理者候補者の決定後速やかに締結

### （8）指定管理者の指定

令和7年12月議会での議決により指定

(9) 協定の締結

令和8年3月中に締結

1 3 募集要領の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

①福津市都市整備部建設課（別館1階）

福岡県福津市中央1丁目1-1 TEL0940-62-5037

②福津市公式ホームページ

<https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

(2) 配布期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

ただし、建設課の窓口での配布は、上記期間のうち土、日、祝日を除く日の午前9時から午後4時までとします。

1 4 指定管理者の申請に係る留意事項

(1) 本要領に記載する以外の指定の手続き

本要領に記載する以外の指定の手続きに関することについては、「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」及び「福津市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」に準ずるものとします。

(2) 重複申請の禁止

申請は、1団体につき1組とします。複数の申請はできません。

なお、共同事業体による申請の場合、その構成団体が別に申請し、又は他の共同事業体の構成団体として申請することはできません。

(3) 応募書類の変更等

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

なお、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 応募費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

1 5 福津市と指定管理者との役割分担

仕様書を参照してください。

## 1 6 法令等の遵守

指定管理者は、関係する法令、市の条例及び規則等を遵守し、適正に自転車等駐車場及び自動車駐車場の管理運営を行うものとします。

### (1) 関係法令

地方自治法、労働基準法等、個人情報の保護に関する法律

### (2) 関係条例及び規則

福津市自転車等駐車場条例、福津市自転車等駐車場条例施行規則、福津市自動車駐車場条例、福津市自動車駐車場条例施行規則、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、福津市情報公開条例、福津市情報公開条例施行規則、福津市個人情報保護法施行条例、福津市個人情報保護法施行細則

### (3) その他の法令等

指定期間に上記法令等に改正があった場合や、管理運営についての基準を定める指針等が別に示された場合等は、その内容を遵守するものとします。

## 1 7 指定管理者申請書の提出先及び受付期間

申請書の提出は、事前に連絡の上、持参してください。事前に連絡がない場合は受付できない場合があります。なお、持参以外の郵便等での提出は一切受け付けません。

### (1) 提出先

福津市役所都市整備部建設課維持管理係（別館1階）  
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1  
TEL0940-62-5037

### (2) 受付期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月3日（金）の間の午前9時から午後4時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）

※受付期間終了後は、理由の如何に関わらず受け付けません。

## 1 8 資料

- ・福津市自転車等駐車場条例
- ・福津市自転車等駐車場条例施行規則
- ・福津市自動車駐車場条例
- ・福津市自動車駐車場条例施行規則
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程
- ・現指定管理者事業実績及び収支実績（令和5・6年度実績、令和7年度予算）
- ・対象施設の利用者数一覧
- ・有料施設の収入実績一覧
- ・備品一覧

## 別紙

- 質問書（別紙様式1）
- 指定管理料提案書（別紙様式2）
- 共同事業体協定書兼委任状（別紙様式3）
- 指定管理者応募業者概要書
- 指定管理者応募業者概要書（記載例）
- 福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場指定管理者業務仕様書
- 事業収支試算
- 備品に対する考え方

## 質問書

(福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理について)

令和 年 月 日

【質問先】

福津市都市整備部 建設課 維持管理係 (別館 1 階)  
〒811-3293 福岡県福津市中央 1 丁目 1 番 1 号  
FAX 0940-43-9005 TEL0940-62-5037

【質問主題】

【質問者】

団体名			
所在地			
代表者名			
連絡先	担当部局		
	担当者		
	電話及び FAX	電話 :	FAX :

受付期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 19 日（金）の間の午前 9 時から  
午後 4 時まで（ただし、土、日、祝日は除く。）

- 注) 1 質問は本用紙を使用し、質問事項 1 間につき 1 枚使用してください。  
2 質問が複数ある場合は、本用紙を複写してください。  
3 主題欄には募集要領のどの箇所についての質問なのかを明記し、募集要領以外の  
質問はその他とし、質問事項を簡潔に記入してください。  
4 FAX 着信後、質問者に着信確認の連絡を行います。送信日の翌日までに連絡が無  
い場合は、お手数ですが電話でお問い合わせください。

## 指定管理料提案書

令和 年 月 日

福津市長 様

申請者  
団体名  
所在地  
代表者 印

福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理料については、下記のとおり提案します。

記

令和 8 年度 円

令和 9 年度 円

令和 10 年度 円

令和 11 年度 円

令和 12 年度 円

合 計 円

注 指定管理料は、提出書類の収支計画書（様式第3号）、収支計算書算定内訳書（様式第4号）の中の収入合計と支出合計の差引額と同程度の額になります。

## 共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

福津市長 殿

共同事業体名

代表者 所在地

団体名

代表者

印

福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場指定管理者の公募に参加するため、下記のとおり共同企業体を結成し、福津市との間における下記の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	【代表構成団体】 所在地 団体名 代表者
共同事業体の事務所所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	【構成団体】 所在地 団体名 代表者 印 【構成団体】 所在地 団体名 代表者 印
共同事業体の成立期間及び変更	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定期間終了後 3ヶ月を経過する日まで。なお、当共同企業体の構成団体の変更については、事前に福津市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請及び協定の締結に関する事項 2 経費の請求受領に関する事項 3 契約に関する事項
その他	1 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項は、構成団体全員により協議します。

備考 共同企業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。

指 定 管 理 者 応 募 業 者 概 要 書

応募者名				
会社の概要	事務所の所在地 資 本 金 事 業 内 容			
会社の実績	(現在、運営管理している類似施設)			
指定管理料及び収支計画	(単位 : 円)			
	年 度	8 年度	9 年度	1 0 年度
	指定管理料			
	利用料収入			
	その他収入			
	収入合計			
	人件費			
	その他支出			
	市への繰入金			
	支出合計			
年 度	1 1 年度	1 2 年度		
指定管理料				
利用料収入				
その他収入				
収入合計				
人件費				
その他支出				
市への繰入金				
支出合計				

施設管理 体制	施設管理		
	●職員の配置		
	1号 駐輪場	平日 土日祝	
	2号 駐輪場	平日 土日祝	
	3号 駐輪場	平日 土日祝	
	4号 駐輪場	平日 土日祝	
	東福間 駐輪場	平日 土日祝	
	東福間北 口駐輪場	平日 土日祝	
	津屋崎 駐輪場	平日 土日祝	
	さいごう 口駐車場	平日 土日祝	
総就業時間 1週当たり 時間			
●定期利用券の販売			
●管理責任者			
管理運営 経営方針			

自主事業・サービス向上の方策	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>●供用日及び供用時間</li><li>●利用料金</li><li>●その他</li></ul>

指 定 管 理 者 応 募 業 者 概 要 書 (記載例)

応募者名	○○○○株式会社 代表取締役○○○○	指定管理者指定申請書の申請者を記載してください。																																																						
会社の概要	<p>事務所の所在地 福津市中央○丁目○番○号 資 本 金 金○○円</p> <p>事 業 内 容 「駐輪場及び駐車場の管理、運営業務」、「駐輪場及び駐車場の放置車両の撤去、保管並びに返還に係る受託業務」、「駐輪場及び駐車場建物等の保守並びに清掃管理業」、「駐輪場の指定管理に関する業務」「上記各号に付帯する一切の業務」</p>	<p>主たる事務所の所在地を記載してください。 代表団体の法人登記の「資本金の額」欄記載事項を記載してください。団体等で資本金がない場合は「なし」と記載してください。 法人登記の「目的」欄記載事項を記載してください。項目が多く記載しきれない場合は本業務に関連する項目に絞って記載してください。</p>																																																						
会社の実績	<p>(現在、運営管理している類似施設)          「○○自転車等駐車場：収容台数○○台：有料施設：○○県○○市」          (指定管理者) 他○○件          「○○自転車等駐車場：収容台数○○台：無料施設：○○県○○市」          (委託業務) 他○○件          「○○自転車等駐車場：収容台数○○台：有料施設：○○県○○市」          (公設民営) 他○○件</p>	<p>公共の類似施設の運営管理実績を記載してください。 件数が多く記載しきれない場合は管理の形態ごとに代表施設を記載の上「他○○件」と記載してください。</p>																																																						
指定管理料及び収支計画	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用料収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他支出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市への繰入金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	指定管理料						利用料収入						その他収入						収入合計						人件費						その他支出						市への繰入金						支出合計						収支計画書と整合するよう記載してください。
年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度																																																			
指定管理料																																																								
利用料収入																																																								
その他収入																																																								
収入合計																																																								
人件費																																																								
その他支出																																																								
市への繰入金																																																								
支出合計																																																								

施設管理 体制	施設管理		駐輪場に配置する職員の人数がわかるよう記載してください。																						
	<p>●職員の配置</p> <table border="1"> <tr> <td>1号 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td>○時～○時：○人、○時～○時：○人 ○時～○時：○人</td></tr> <tr> <td>2号 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td></td></tr> <tr> <td>3号 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td></td></tr> <tr> <td>4号 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td></td></tr> <tr> <td>東福間 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td>巡回（○回/日）</td></tr> <tr> <td>東福間北 口駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td></td></tr> <tr> <td>津屋崎 駐輪場</td><td>平日 土日祝</td><td></td></tr> <tr> <td>さいごう 口駐車場</td><td>平日 土日祝</td><td>緊急時は○○駐輪場の職員で対応。 夜間は○○に委託。</td></tr> </table>		1号 駐輪場	平日 土日祝	○時～○時：○人、○時～○時：○人 ○時～○時：○人	2号 駐輪場	平日 土日祝		3号 駐輪場	平日 土日祝		4号 駐輪場	平日 土日祝		東福間 駐輪場	平日 土日祝	巡回（○回/日）	東福間北 口駐輪場	平日 土日祝		津屋崎 駐輪場	平日 土日祝		さいごう 口駐車場	平日 土日祝
1号 駐輪場	平日 土日祝	○時～○時：○人、○時～○時：○人 ○時～○時：○人																							
2号 駐輪場	平日 土日祝																								
3号 駐輪場	平日 土日祝																								
4号 駐輪場	平日 土日祝																								
東福間 駐輪場	平日 土日祝	巡回（○回/日）																							
東福間北 口駐輪場	平日 土日祝																								
津屋崎 駐輪場	平日 土日祝																								
さいごう 口駐車場	平日 土日祝	緊急時は○○駐輪場の職員で対応。 夜間は○○に委託。																							
総就業時間 ○○時間/週																									
<p>●定期利用券の販売</p> <p>○○駐輪場で○時から○時まで毎日。</p>		祝日を含まない一般的な7日間の駐輪場で従事する職員の総就業時間を記載してください。																							
<p>●管理責任者</p>		有料駐輪場の定期利用券の販売時間を記載してください。 なお、販売時間内は職員を最低1人は配置する計画としてください。																							
		管理責任者役職（○○株式会社の専任職員など）、勤務先、勤務形態を記載してください。																							

管理運営 経営方針		事業計画書と整合するよう簡潔に記載してください。
自主事 業・サー ビス向上 の方策		事業計画書と整合するよう簡潔に記載してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●供用日及び供用時間</li> <li>●利用料金</li> <li>●その他</li> </ul>	<p>変更しない場合は「条例の規定による」と記載、変更する場合は変更する時間を記載してください。</p> <p>変更しない場合は「条例の規定による」と記載、変更する場合は変更する金額を記載してください。</p> <p>その他、御社のアピールポイントを簡潔に記載してください。</p>

※本概要書は、今回の指定管理者に応募された他者との比較のため一覧表にして使用します。編集のために必要な改行等のレイアウト以外は市で修正しませんので間違い等がないよう作成してください。また、編集に支障をきたすため基本レイアウトは変更しないよう作成してください。

### 事業収支試算

(福津市営自転車等駐車場及び自動車駐車場の指定管理について)

市が試算した事業収支は以下のとおりです。各項目を参照して収支計画書を作成してください。

なお、収支計画書には、適宜項目を分けて計上してください。

#### 1 収入項目

##### ア 利用料金収入

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用料金収入	22,780	22,780	22,780	22,780	22,780

有料の自転車等駐車場の利用料金の収入です。

##### イ 手数料収入

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
手数料収入	0	0	0	0	0

##### ウ 指定管理料収入

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指定管理料収入	11,440	11,440	11,440	11,440	11,440

市が指定管理者に交付する指定管理料です。

##### エ その他収入

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
その他収入	0	0	0	0	0

#### 2 支出項目

##### ア 人件費

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	26,105	26,105	26,105	26,105	26,105

給料手当、臨時雇賃金、共済費、その他手当等にかかる費用です。

##### イ 維持管理費

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
維持管理費	7,085	7,085	7,085	7,085	7,085

保険料、水道光熱費、修繕費、施設保守管理費、防災設備等点検費、清掃費、植栽管

理費、燃料費、原材料費、その他維持管理にかかる費用です。保険料には指定管理者の責に帰すべき事由による事故発生等に備えて指定管理者が加入する損害賠償保険の費用を含みます。

なお、福間駅みやじ口第1号自転車等駐車場に係る防災設備法定点検費及び自動火災報知器遠隔監視費は、九州旅客鉄道(株)の立体駐車場の管理業務委託業者に対し、全体の経費を施設の面積按分により清算した金額を支払うものとし、年額税抜き100千円を見込んでいます。

#### ウ 総務費

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
総務費	790	790	790	790	790

賃貸料、旅費交通費、消耗品費、通信費、事務用品費、厚生費、備品費、消耗備品費、租税公課、その他総務にかかる費用です。

#### エ 事業費

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	240	240	240	240	240

指定管理者が自主的に取り組む自主事業にかかる費用です。

## 備品等に関する考え方

本指定管理業務の実施に必要な備品等については以下のとおり分類し、更新します

### ・備品等(Ⅰ種)

施設の維持管理上必要な備品で市の所有物です。指定管理期間中は指定管理者に無償で貸与します。

更新に係る費用は市で負担しますが、修繕等は指定管理業務の費用により実施してください。

### ・備品等(Ⅱ種)

施設の維持管理上必要な備品で現在は市の所有物です。指定管理期間中は指定管理者に無償で貸与します。

今後、市で更新は行いません。更新に際しては、市と指定管理者で協議し、指定管理業務の費用をもって更新したものについては、今後も市の所有物として取り扱います。指定管理業務の費用を用いず更新したものについては備品等(Ⅲ種)として取り扱います。

なお、修繕等は指定管理業務の費用により実施してください。

### ・備品等(Ⅲ種)

指定管理者が自己の費用で購入又は調達する備品です。

指定管理者の所有物ですので、更新、修繕等は指定管理者の自己の費用で実施してください。